

《通信受講のメリットと効率的学習法》

通信受講のポイント

メリット

- ①マイペースで学習できる
- ②いつでもどこでも学習できる
- ③くり返し受講できる
- ④倍速で受講できる

デメリット

- ①自主的に計画を立てなければならない
- ②自主的にアウトプット訓練をしなければならない
- ③その場では質問できない

通信受講 安心のフォロー制度

以下のフォロー制度を利用して、疑問・質問を後に残さず、安心して受講できます！

①質問電話フォロー制度

講師に直接電話で質問＆相談できるコミュニケーションツールです。

「法律総合講座」・「法律総合答練」を受講して生じた講義内容・使用教材についての質問は、何でも受け付けます。

②質問カード（Q&A 用紙）

お申込み後にお渡しする受講ガイドの巻末に付いている質問カード（Q&A 用紙）に具体的な質問内容を書いてご提出ください。

質問電話よりも回答までに時間はかかってしまいますが、（受領後 10 日～14 日後に返却）自分の都合でいつでも提出できます。インターネット環境がない方でも、ご利用いただけます。

③質問メール

インターネットを利用した学習サポートシステム＝i-support（アイ・サポート）の質問メール機能を利用して、質問をしていただくことができます。

質問メールなら、インターネットが利用できれば、24 時間いつでも気軽に何回でも（回数制限なし）質問することができます。

質問受領後、10 日～14 日で回答を返信します。

④スクーリング

通信受講生の方が、受講期間中に一定の回数、教室で無料受講できるのがスクーリングです。

*スクーリングは、各コースの「秋入学法律総合講座」部分のみ可能です。

通学可能な方は、ぜひ近くの教室講座の講義に参加してみてください。

直接講師に質問・相談をすることもできるし、同じ目標を持つ仲間に出会ったりと、よりモチベーションが上がるはずです。教室講座には、法科大学院在学学生または修了生の LA（レッスン・アドバイザー）がいて、受講生の皆さんの質問・相談にお答えしています。法科大学院入試についての情報やアドバイスも聞ける良い機会です。

⑤LA 相談会

法科大学院入試の対策についてもっと詳しく聞きたい、法律科目以外の勉強方法は？…といった質問がある方は、渋谷校・水道橋校などで定期的に実施している LA 相談会に参加して、法科大学院上位校合格者の先輩のアドバイスを聞いてみることをおすすめします。参加者には、2011 年度の入試実績・2012 年度入試情報をコンパクトにまとめた法科大学院データブック 2011 をプレゼントします。

⑥講師による添削指導

ご自分の書いた法律総合講座の実力テストの答案・法律総合答練の答案について、講師が直接アドバイスする機会を設けます。（希望者のみ・要予約）

上記フォローの詳細につきましては、お申し込み時にお渡しする【受講ガイドⅠ】をご参照ください。

上記①⑤⑥の実施日程等詳細については、講座内で別途ご案内をしていきます。



e-Learning site for developing professionals.

[ヘルプ](#) [各種問い合わせ](#) [ご意見・ご要望](#) [環境](#)

司法試験[法律対策・法科大学院]12年完成目標法律対策 法律総合講座マスター

[ホーム](#)[Web学習](#)[i-support](#)[ホーム](#) > [i-support](#) > [質問メール](#) > 明確性の原則の書き方[i-support](#)[質問メール](#)[i-supportトップ](#)[質問メール](#)[i-news](#)

質問メール内容表示

明確性の原則の書き方

質問日: 2011-08-29 回答日: 2011-08-29

Q

本問で、もし仮に明確性の原則について書くならば、答案のどの位置に書けばよいでし。

A

参考答案11行目「公共の福祉に基づく最小限の制約に服する(13条後段)。」と書いた後基準の厳緩の調整に入る前の位置に書くのがオススメです。

理由は、

- ①明確性の原則は文面審査なので、違憲審査基準による実質審査よりも前に書くべき
- ②明確性の原則の根拠としては、31条・21条のほかに13条後段が考えられますが、刑事の自由とはあまり関係なくて31条・21条が使いにくい場面では13条後段を根拠とするほうが13条後段を出した後に書くべきだからです。

特に、“過度に広汎性ゆえに無効の理論”を使うときには、「最小限の制約に服する」といってリンクして、論理的に見えます。

なお、明確性の原則に反し違憲であるとしてしまうと、そこで答案が終わってしまうので、がない限り、合憲にしてくださいね。



e-Learning site for developing professionals.

[ヘルプ](#) [各種問い合わせ](#) [ご意見・ご要望](#) [環境](#)

司法試験[法律対策・法科大学院]12年完成目標法律対策 法律総合講座マスター

[ホーム](#)[Web学習](#)[i-support](#)[ホーム](#) > [i-support](#) > [質問メール](#) > [質問メール送信](#)[i-support](#)[質問メール](#)[i-supportトップ](#)[質問メール](#)[i-news](#)

質問メール送信

【質問メールの注意事項】

- ・質問メール1件につき、質問事項は1項目にてお願い致します。
- ・質問はできるだけ具体的をお願い致します。
- ・「〇〇〇〇が解りません」だけの様な漠然としたご質問ですと、お答えできない場合があります。
- ・質問メールに関する回答までの期間及び各種制限については、必ず受講ガイドをご参照ください。

■ ページ番号／問題番号(全角40文字以内)

基礎答練憲法第2回第1問

■ タイトル(全角40文字以内)

明確性の原則の書き方

■ 質問内容(全角800文字以内)

本問で、もし仮に明確性の原則について書くならば、答案のどの位置に書けばよいでしょうか？

[▶ 送信内容を確認する](#)

Copyright © 2000 - TAC Co., Ltd. All Rights Reserved.

本サイトはSSL暗号化通信に対応し、
お客様の情報を安全に保護しています